

鳥獣保護管理政策の現状と 行政上の諸対策について

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室
根上 泰子

2024年7月4日 農作物鳥獣被害防止対策研修

鳥獣保護管理政策の現状と行政上の諸対策について

- 0. はじめに（鳥獣による影響及び鳥獣の現況）
- 1. 鳥獣保護管理法制の体系と沿革
- 2. 抜本的な鳥獣捕獲強化対策と平成26年度法改正
- 3. 改正鳥獣法を踏まえた管理の強化
- 4. 最近のトピック & 情報提供

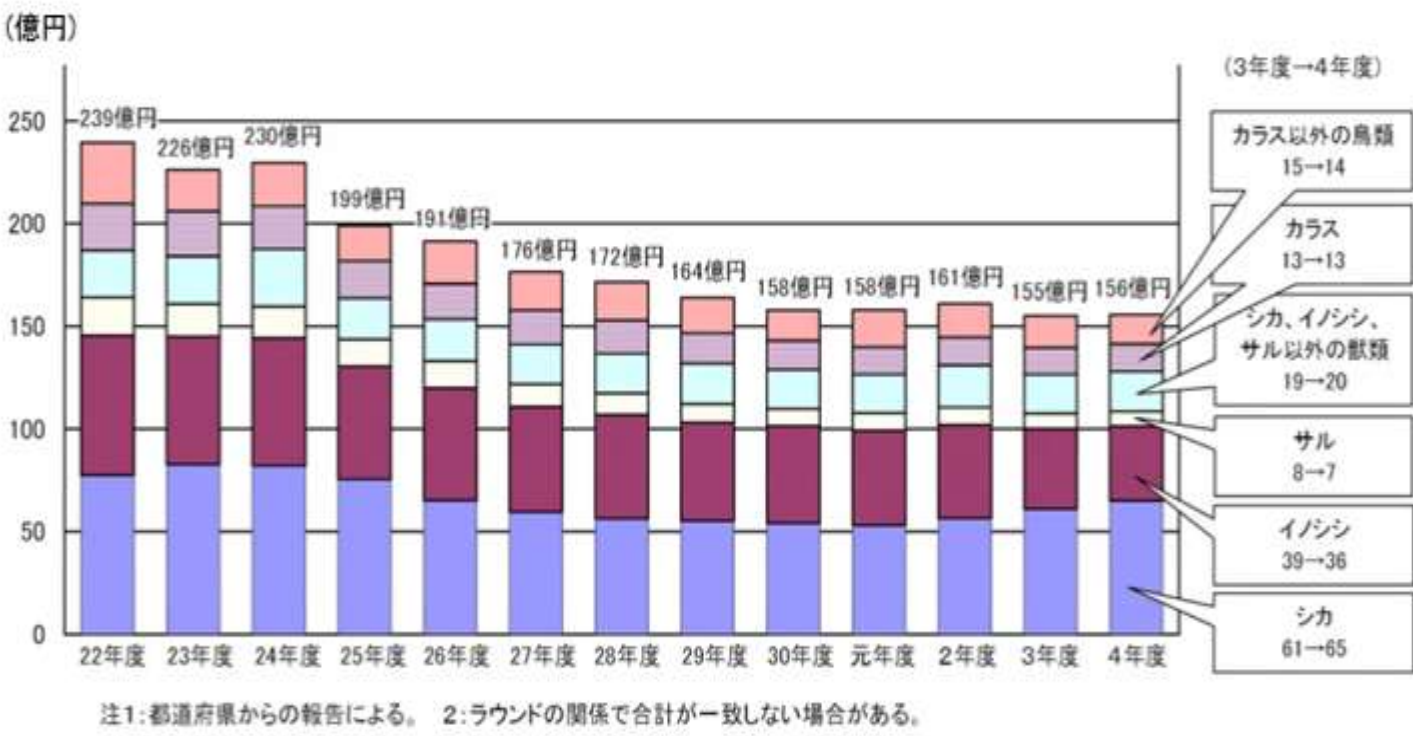
鳥獣保護管理政策の現状と行政上の諸対策について

0. はじめに（鳥獣による影響及び鳥獣の現況）

1. 鳥獣保護管理法の体系と沿革
2. 抜本的な鳥獣捕獲強化対策と平成26年度法改正
3. 改正鳥獣法を踏まえた管理の強化
4. 最近のトピック & 情報提供

はじめに… 野生鳥獣を取り巻く現況（農作物被害）

○ 野生鳥獣による農作物被害額は**156億円**（令和4年度）。
全体の約7割がシカ、イノシシ、サル。



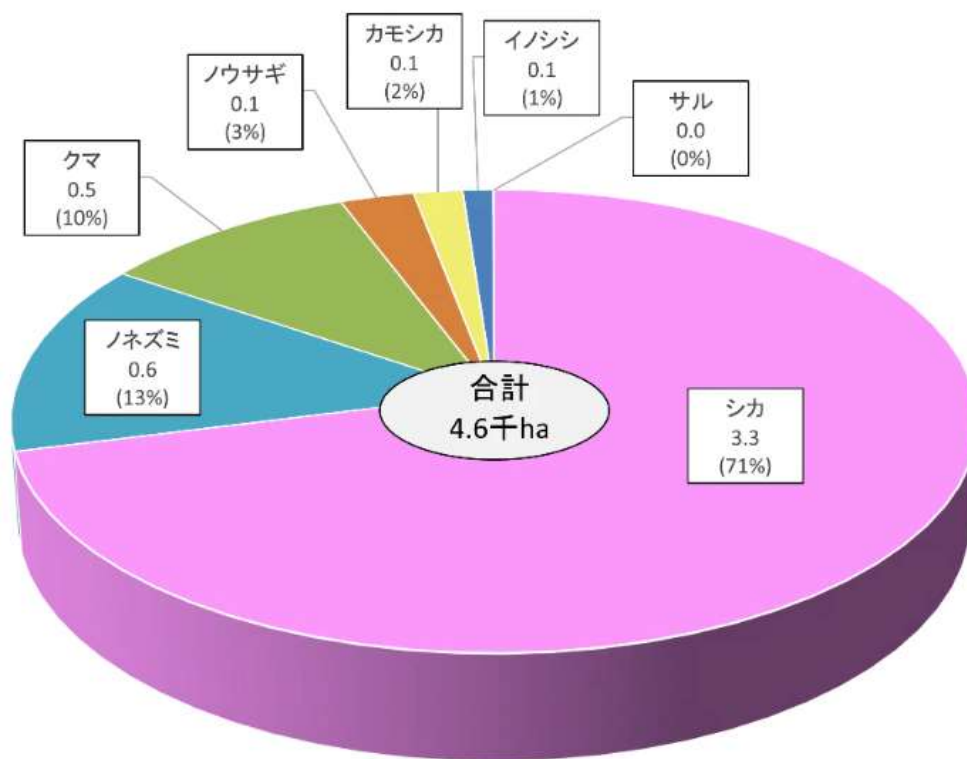
シカに食害されたダイズ



イノシシによる水稻の踏倒

【出典】「全国の野生鳥獣による農作物被害状況について」（農林水産省）

主要な野生鳥獣による森林被害面積（令和4年度） （都道府県からの報告による、民有林及び国有林の被害面積の合計）

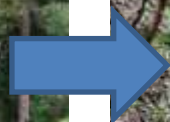


はじめに… 野生鳥獣を取り巻く現況（生態系被害）

北岳

2006年

2007年



1年で林床の下層植生が消失

塩見岳

1979年

2005年



写真提供：

静岡大学増沢武弘教授

写真提供：

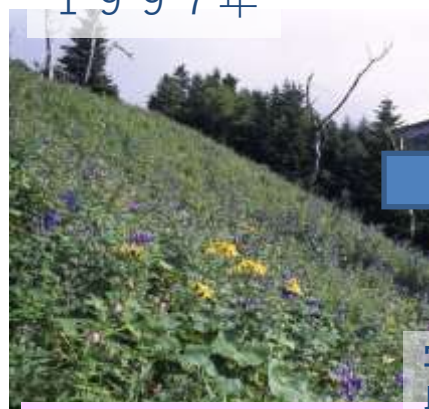
鵜飼一博氏

高山のお花畑が消失

聖岳

1997年

2007年



写真提供：中部森林管理局元島氏

シカが好まない植物ばかりに

2020年 鳳凰三山・地蔵岳



下層植生が失われ土壌流出

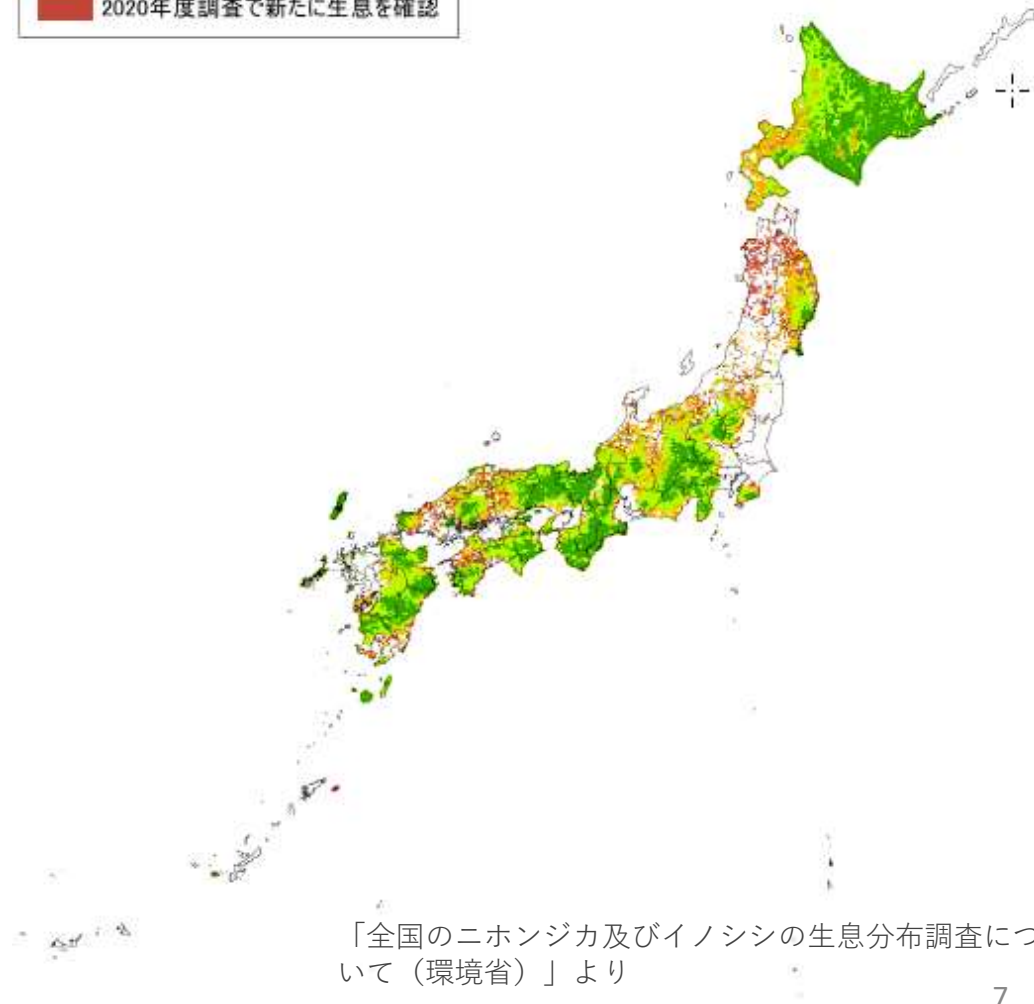
はじめに… ニホンジカの分布域の拡大

※1978年(昭和53)年から2018
(平成30)年の40年間で分布域は、
約2.7倍に拡大

2014(平成26)年から2018(平成
30)年で、
東北、北陸、中国地方を中心
に約1.1倍に拡大。

ニホンジカ分布域

- 1978年度調査で生息を確認
- 2003年度調査で新たに生息を確認
- 2011年度調査で新たに生息を確認
- 2014年度調査で新たに生息を確認
- 2020年度調査で新たに生息を確認



「全国のニホンジカ及びイノシシの生息分布調査について(環境省)」より

はじめに… イノシシの分布域の拡大

※1978年（昭和53）年から2018（平成30）年の40年間で分布域は、**約1.9倍**に拡大。

2014（平成26）年から2018（平成26）年の3年間で、**東北、北陸、関東地方を中心に約1.1倍に拡大。**



はじめに… ニホンザルの分布域の拡大

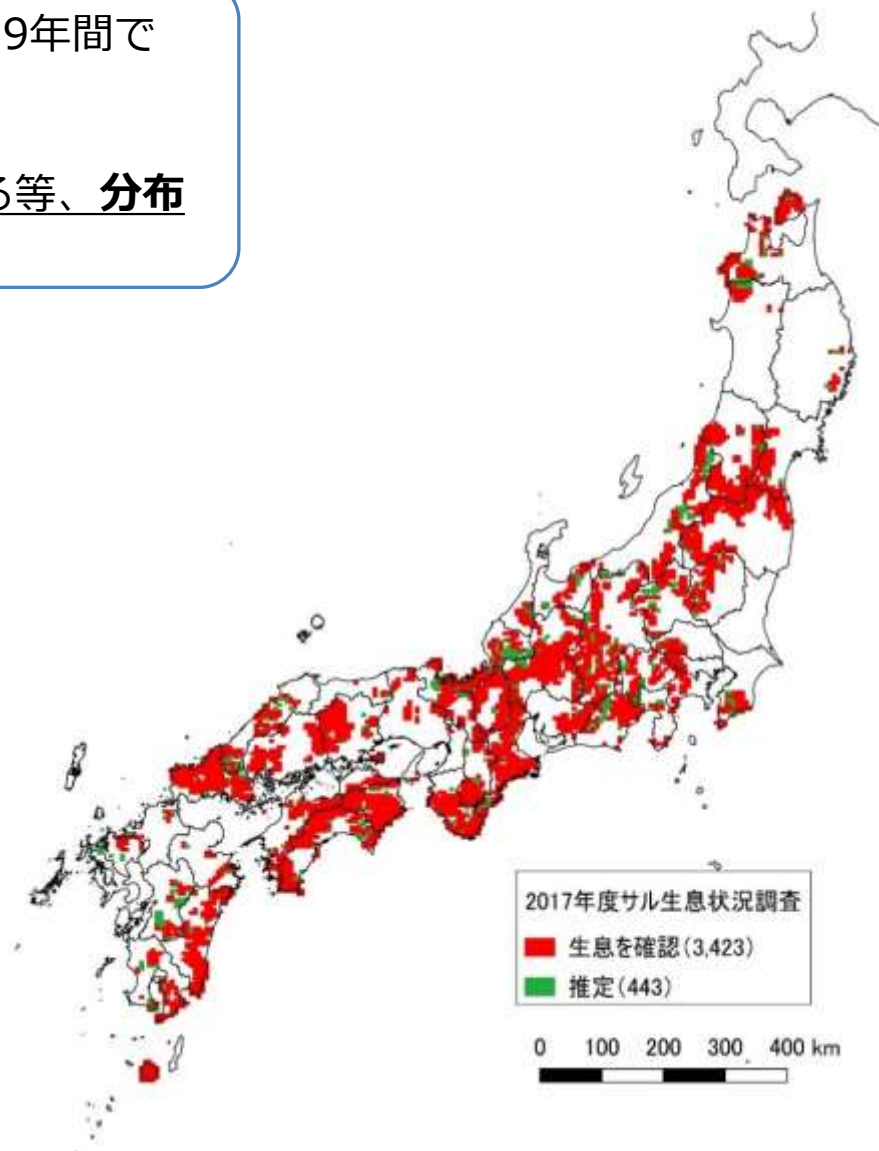
○1978年（昭和53）年から2017（平成29）年の39年間で分布域は、**約1.7倍**に拡大。

○特に、**東北地方で2.3倍、関東地方で1.9倍**になる等、**分布拡大**が顕著。

※ニホンザルの分布メッシュ数

	1978年	2003年	2015年	2017年
確実な生息	2,288	3,471	3,198	3,423
推定生息			493	443
合計	2,288	3,471	3,691	3,866
1978年比		1.517倍	1.613倍	1.690倍
2003年比			1.063倍	1.114倍
2015年比				1.047倍

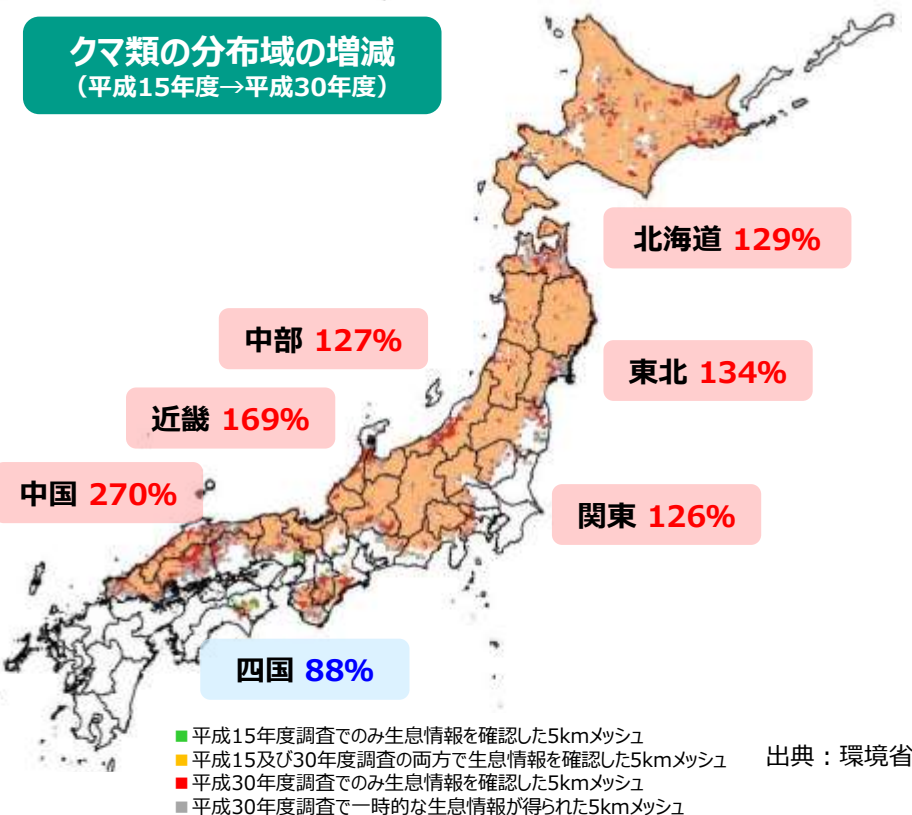
2003年以降では横ばい傾向



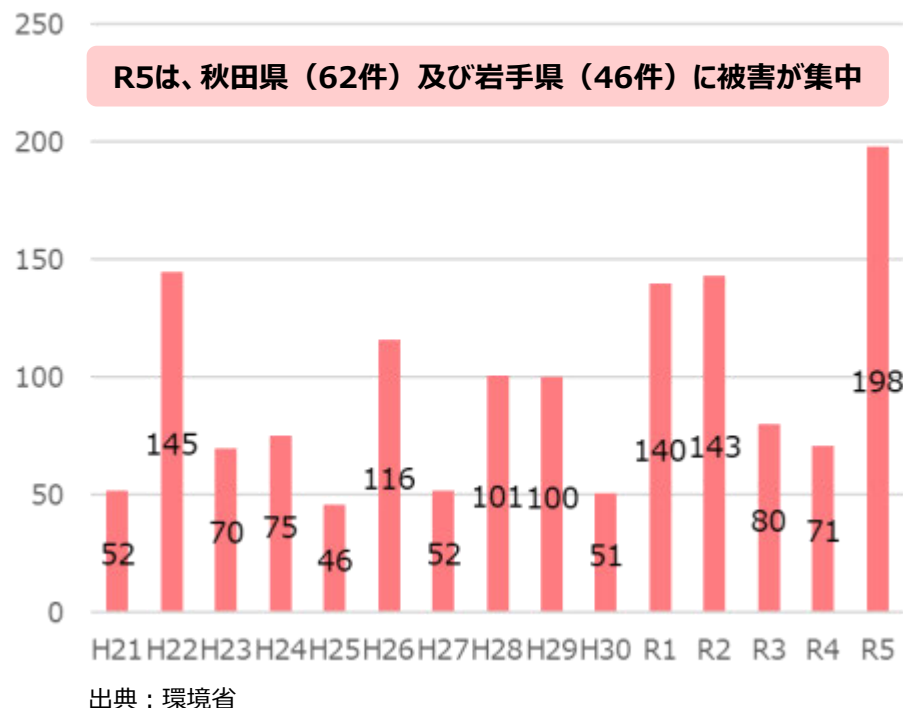
クマ類（ヒグマ・ツキノワグマ）の生息及び被害状況

- **ヒグマ**は、平成15年度と30年度の比較で、**分布域は約1.3倍に拡大**。令和2年度の**推定個体数**は11,700頭（中央値）で**30年間で2倍以上に増加**。
- **ツキノワグマ**は、平成15年度と30年度の比較で**分布域は約1.4倍に拡大**。他方、四国は分布域が縮小、九州は絶滅。本州の多くの地域で**推定個体数は増加又は安定化**。
- 人口減少・高齢化等により、**クマ類の分布が人の生活圏周辺まで拡大**する中、令和5年度は、秋の東北の堅果類（どんぐり）の凶作等により、クマ類による**人身被害が過去最多（198件、219人）**を記録。

クマ類の分布域の増減
(平成15年度→平成30年度)



クマ類による人身被害件数



鳥獣保護管理政策の現状と行政上の諸対策について

0. はじめに（鳥獣による影響及び鳥獣の現況）

1. 鳥獣保護管理法の体系と沿革

2. 抜本的な鳥獣捕獲強化対策と平成26年度法改正

3. 改正鳥獣法を踏まえた管理の強化

4. 最近のトピック & 情報提供

1 - 1. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の沿革

○ 我が国における鳥獣法制は、その時代時代により変化する多様な要請を受け、公共の安寧秩序の維持に重点を置いたものから、鳥獣の保護管理にも重点を置いた制度に見直し。

明治6年 鳥獣猟規則の制定

- ・ 銃猟のみ規制の対象
- ・ 銃猟の免許鑑札制
- ・ 銃猟期間を10月15日～翌年4月15日まで
- ・ 日没から日出までの間、人家が密集している場所等での銃猟を禁止

明治25年 狩猟規則の制定

- ・ 猟具の規制範囲に、網猟、わな猟を追加
- ・ 捕獲を禁止する保護鳥獣15種を指定

明治28年 狩猟法の制定

- ・ 職猟と遊猟の区別を廃止

大正7年 狩猟法の制定（全部改正）

- 現行法の骨格が完成
- ・ 保護鳥獣の指定から狩猟鳥獣の指定
 - ・ 保護鳥獣の販売、保護鳥のひな、卵の採取・販売を禁止

昭和25年 狩猟法の改正

- ・ 鳥獣保護区制度の創設
- ・ 保護鳥獣の飼養許可証制度の導入

昭和38年 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（改称）

- ・ 鳥獣保護思想の明確化
- ・ 鳥獣保護事業計画制度の創設

（※ 昭和46年 林野庁から環境庁に移管）

平成11年 鳥獣保護法の改正

- ・ 特定鳥獣保護管理計画制度の創設
- ・ 国と都道府県の役割の明確化

平成14年 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の制定（ひらがな化）

- ・ 指定猟法禁止区域制度の創設
- ・ 捕獲鳥獣の報告を義務化

平成18年 鳥獣保護法の改正

- ・ 網・わな免許の分離
- ・ 鳥獣保護区における保全事業の実施
- ・ 輸入鳥獣の標識制度の導入

（※ 平成19年 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

- ・ 市町村への捕獲許可権限の委譲

平成26年 鳥獣保護法の改正

- ・ 鳥獣の管理の強化
- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設
- ・ 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

- 鳥獣の保護及び管理
- 狩猟の適正化

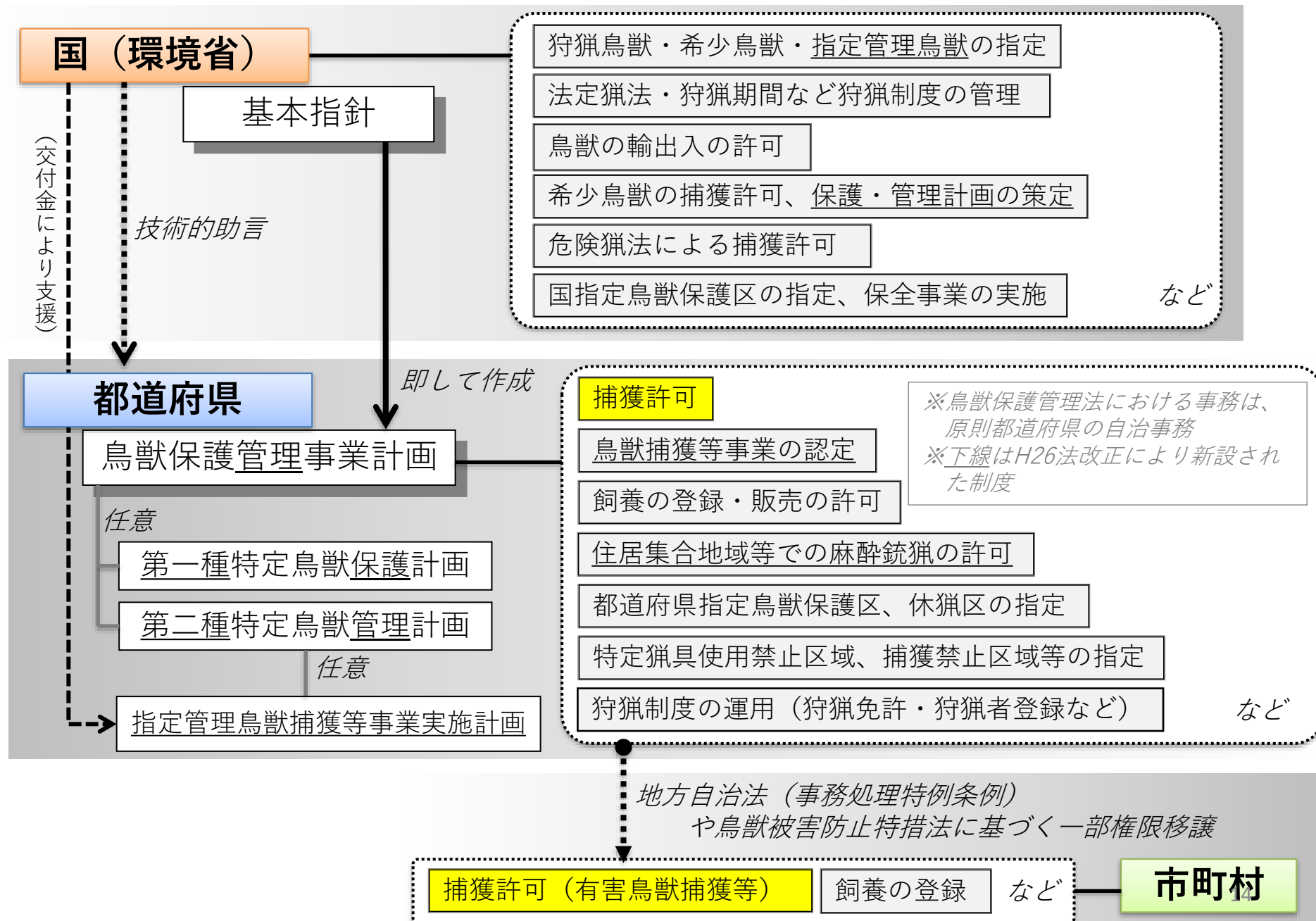


- 生物多様性の確保
- 生活環境の保全
- 農林水産業の健全な発展



自然環境への恵沢を享受、地域社会の健全な発展

1-3. 鳥獣保護管理法の施策体系



1－4．鳥獣の捕獲の枠組み

- 鳥獣保護管理法では、狩猟と許可捕獲を除き、野生鳥獣の捕獲は原則禁止。
- 被害防止や個体数調整、学術研究等の目的で捕獲する場合は、都道府県知事等の許可が必要。

捕獲の分類	狩猟 (登録狩猟) 法第11条	許可捕獲 法第9条			指定管理鳥獣捕獲等事業 法第14条の2
		学術研究、鳥獣の 保護、その他	鳥獣の管理 (有害捕獲)	鳥獣の管理 (個体数調整)	
目的		学術研究、鳥獣の 保護、その他	農林業被害等の 防止	生息数または生息範囲の抑制	
対象鳥獣	狩猟鳥獣(46種) ※卵、ひなを除く	鳥獣及び卵		第二種 特定鳥獣	指定管理鳥獣 (ニホンジカ・イノシシ・クマ)
捕獲方法	法定猟法	法定猟法以外も可 (危険猟法等については制限あり)			
実施時期	狩猟期間	許可された期間 (通年可能)			事業実施期間
実施区域	鳥獣保護区や休猟区 等の狩猟禁止の区域 以外	許可された区域			事業実施区域
実施主体	狩猟者	許可申請者	市町村等	都道府県等	都道府県 国の機関
捕獲実施者		許可された者			認定鳥獣捕獲等 事業者等
必要な手続き	狩猟免許の取得 狩猟者登録	許可の取得			事業の受託

1－5. 狩猟

法において、狩猟は、「法定猟法により、狩猟鳥獣の捕獲等をする」と定義されており、狩猟鳥獣以外の鳥獣の狩猟は禁止。狩猟を行うためには、狩猟免許を取得した上で、狩猟をしようとする都道府県に狩猟者登録し、狩猟ができる区域・期間・猟法など、法令で定められた制限を遵守する必要がある。

免許の種類

第1種銃猟免許	第2種銃猟免許	わな猟免許	網猟免許
装薬銃を使用する猟法	空気銃を使用する猟法	わなを使用する猟法	網を使用する猟法
散弾、単体弾や花火弾等を発射する近射用の銃器、単体弾を回転させて直進的に発射する遠射用のライフル銃	空気銃（コルクを発射するものを除く。）	くくりわな、はこわな、はこおとし及び囲いわな	むそう網、はり網、つき網及びなげ網

狩猟者登録

狩猟免許を持っているだけでは狩猟は出来ない。実際に狩猟を行う前には、狩猟を行おうとする場所の都道府県知事に対して、毎年狩猟者登録を行い、狩猟税を納付することが必要。

狩猟税

第1種銃猟免許の登録者	16,500円（11,000円）
網猟免許・わな猟免許の登録者	8,200円（5,500円）
第2種銃猟免許の登録者	5,500円

※（ ）内は、道府県民税の所得割額の納付を要しない者のうち、控除対象配偶者又は扶養親族以外に該当する者（農林水産業従事者を除く）以外の者。
※放鳥獣猟区にのみ係る登録者の場合、それぞれ1/4に軽減。
※鳥獣保護管理法に基づき被害防止目的等の許可を受け過去1年以内に捕獲に従事した者は1/2に軽減（H27年度～）
※鳥獣保護管理法に基づく認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者、鳥獣被害防止特措法に係る対象鳥獣捕獲員は免税（H27年度～）。

免許の取得

狩猟免許の種類毎に、住所地のある都道府県知事が行う試験を受験し、合格すると狩猟免許が交付される。（試験内容は、狩猟について必要な適性、技能、知識を問うもの）免許は全国で有効。

免許の有効期間

3年（ただし、免許取得当初は、狩猟免許試験を受けた日から起算して3年を経過した日の属する年の9月14日まで）

免許の更新

3年目の9月15日に更新を行う。
3年目の9月14日が来る前に、更新申請書を管轄都道府県知事に提出し、適性試験に合格すれば更新できる。更新できなかった場合は免許は失効。適性試験に併せて講習を受けることに努めることとなっている。（適性試験の内容は、視力、聴力、運動能力についての審査）

各種手数料

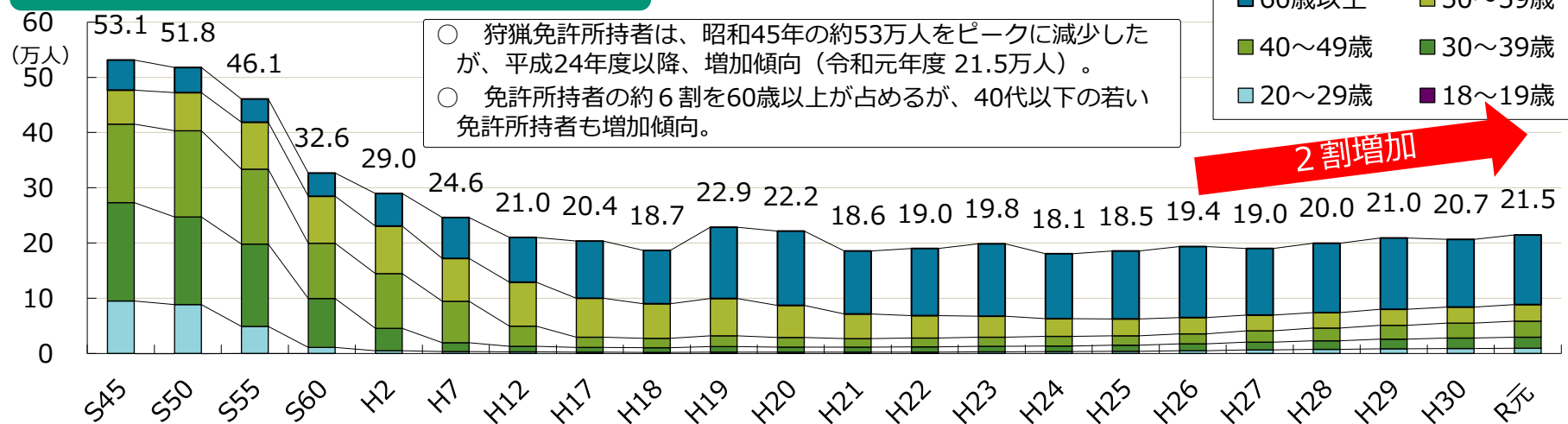
狩猟免許申請	5,200円
狩猟免許更新	2,900円
狩猟免許再交付	1,000円
狩猟者登録（再交付）	1,800円（1000円）

狩猟期間

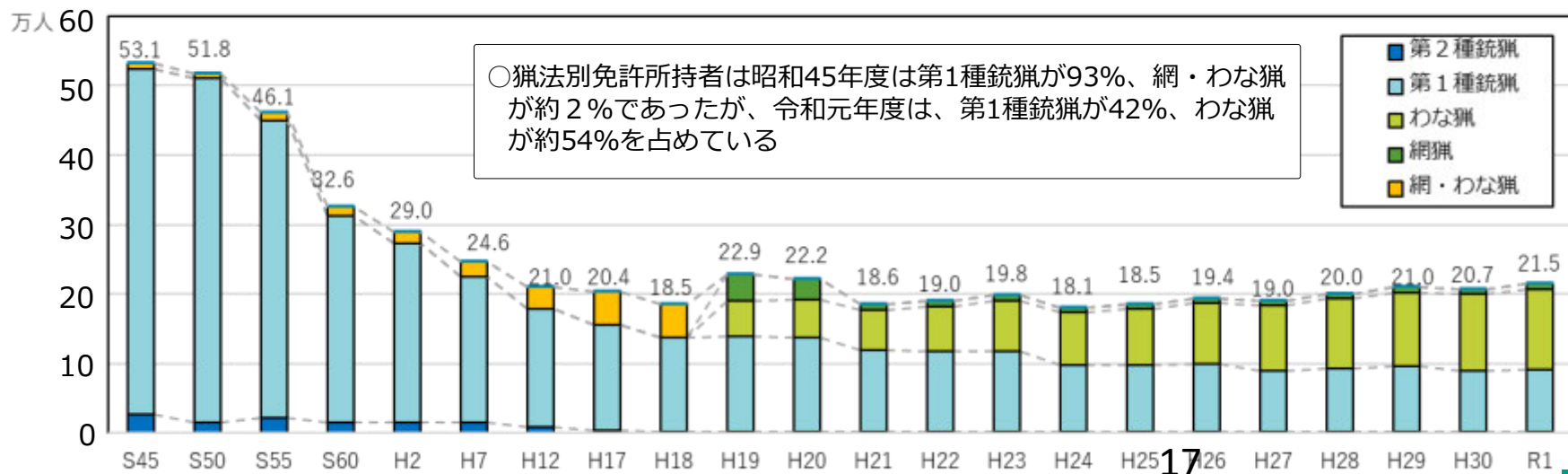
北海道以外：11月15日～2月15日
北海道：10月1日～1月31日
（第2種特定鳥獣管理計画の策定により、都道府県ごとに延長措置がある）

狩猟免許所持者数 (S45~R1)

全国の年齢別狩猟免許所持者数



全国の猟法別狩猟免許所持者数



鳥獣保護管理政策の現状と行政上の諸対策について

- 0. はじめに（鳥獣による影響及び鳥獣の現況）
- 1. 鳥獣保護管理法制の体系と沿革
- 2. 抜本的な鳥獣捕獲強化対策と平成26年度法改正
- 3. 改正鳥獣法を踏まえた管理の強化
- 4. 最近のトピック & 情報提供

改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による **自然生態系への影響**及び**農林水産業被害**が深刻化
- **狩猟者の減少・高齢化等**により鳥獣捕獲の担い手が減少

鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要

改正内容

1. 題名、目的等の改正

その数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対処するための措置を法に位置付けるため、**法の題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、法目的に鳥獣の管理を加える（第1条）**。これに伴い、鳥獣の「保護」及び「管理」の定義を規定する（第2条）。

【定義】

生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、
鳥獣の保護：その**生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること**
鳥獣の管理：その**生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること**

2. 施策体系の整理

都道府県知事が鳥獣全般を対象として策定する「鳥獣保護事業計画」を「**鳥獣保護管理事業計画**」に改める（第4条）。また、**特に保護すべき鳥獣のための計画**と、**特に管理すべき鳥獣のための計画**を以下のとおり位置づける（第7条及び第7条の2）。

都道府県知事策定	第一種特定鳥獣保護計画	その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣（第一種特定鳥獣）の保護に関する計画
	第二種特定鳥獣管理計画	その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関する計画

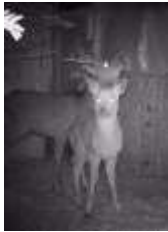
※希少鳥獣については、環境大臣が計画を策定

3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣（指定管理鳥獣）について、**都道府県又は国が捕獲等をする事業（指定管理鳥獣捕獲等事業）を実施することができることとする**。当該事業については、①捕獲等の許可を不要とする。②**一定の条件下※で夜間銃猟を可能とする等の規制緩和**を行う。

（第14条の2）

※ 都道府県知事又は国の機関が、4の認定鳥獣捕獲等事業者に委託して行わせ、方法や実施体制等について都道府県知事の確認等を受けた場合



夜間に撮影されたニホンジカ

4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者は、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が**一定の基準に適合**していることについて、**都道府県知事の認定**を受けることができることとする（第18条の2から第18条の10）。



閉鎖車道を活用し、車両で移動し捕獲・回収

5. 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可

都道府県知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害の防止のため、**住居集合地域等**において**麻酔銃による鳥獣の捕獲等**ができることとする（第38条の2）。

6. 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ（20歳以上→18歳以上）（第40条）等

2-2. 題名、目的等の改正（第1条、第2条）

【題名】

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律



鳥獣の保護及び**管理並びに**狩猟の適正化に関する法律

【目的（第1条）】

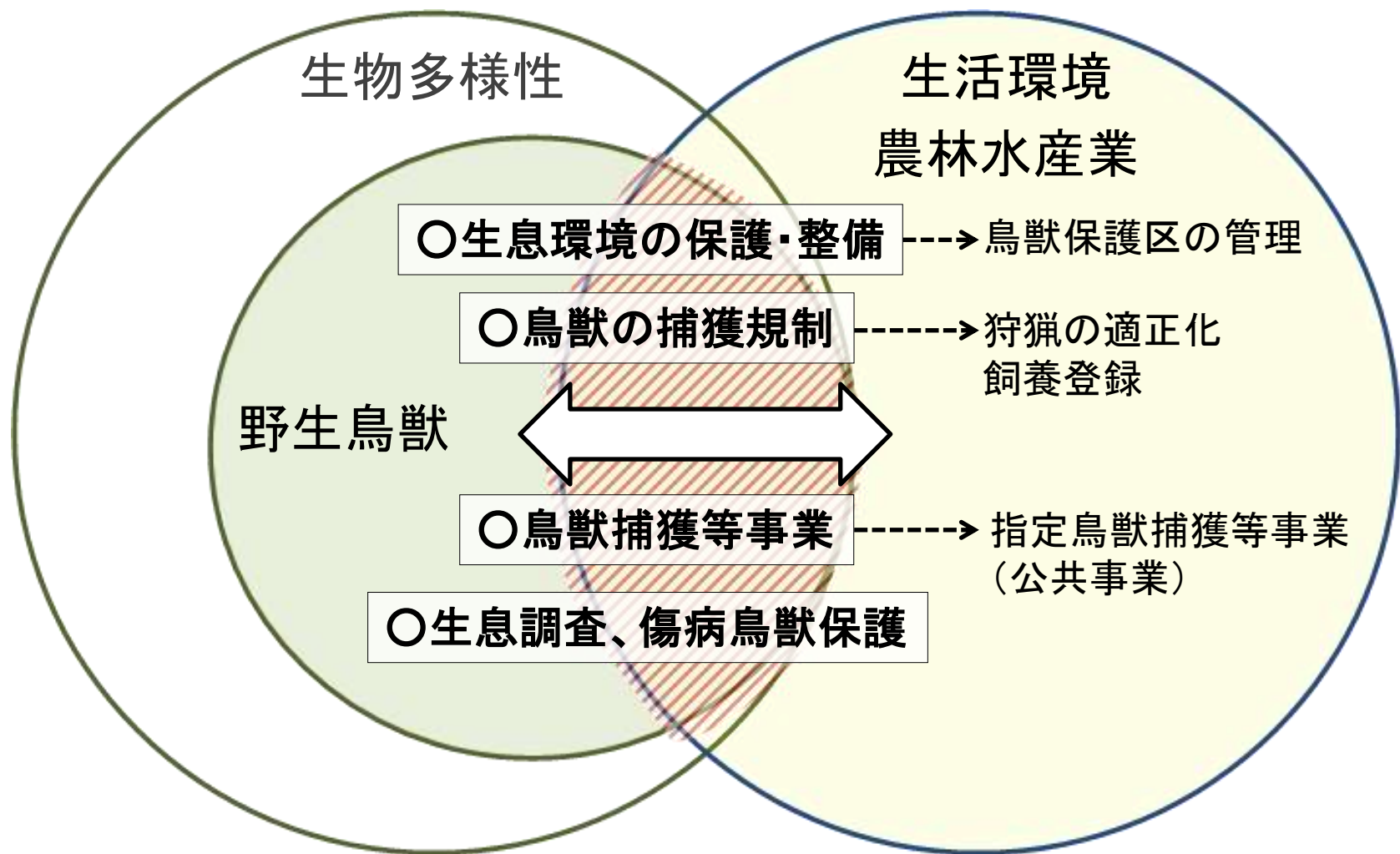
この法律は、鳥獣の保護**及び管理**を図るための事業を実施するとともに、**鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて**猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び**管理並びに**狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保（**生態系の保護を含む。以下同じ。**）、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

【定義（第2条）】

生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、

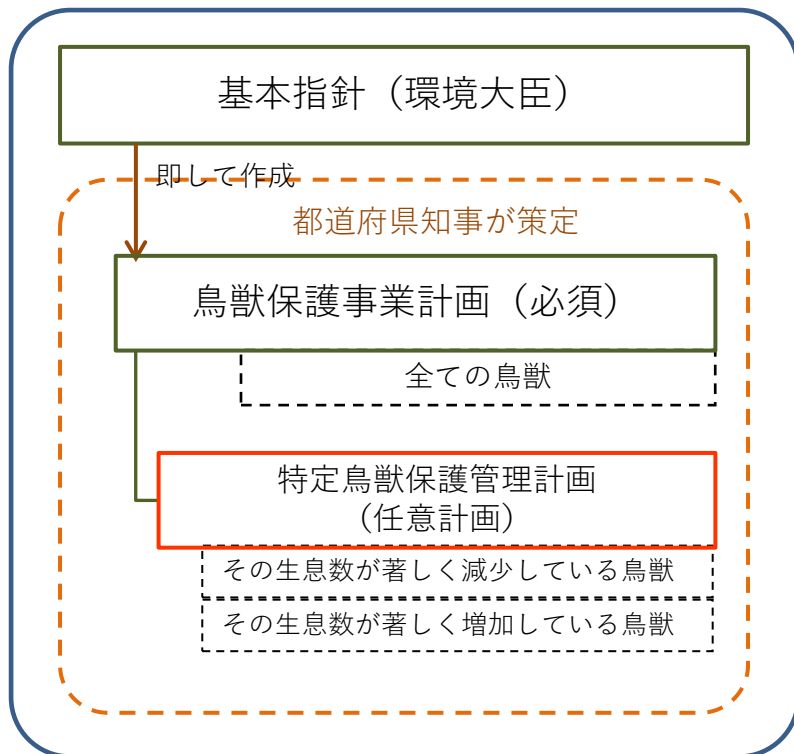
- 鳥獣の保護：その生息数を適正な水準に**増加**させ、若しくはその生息地を適正な範囲に**拡大**させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること
- **鳥獣の管理**：その生息数を適正な水準に**減少**させ、又はその生息地を適正な範囲に**縮小**させること

2 - 3. 鳥獣保護管理施策の関係性

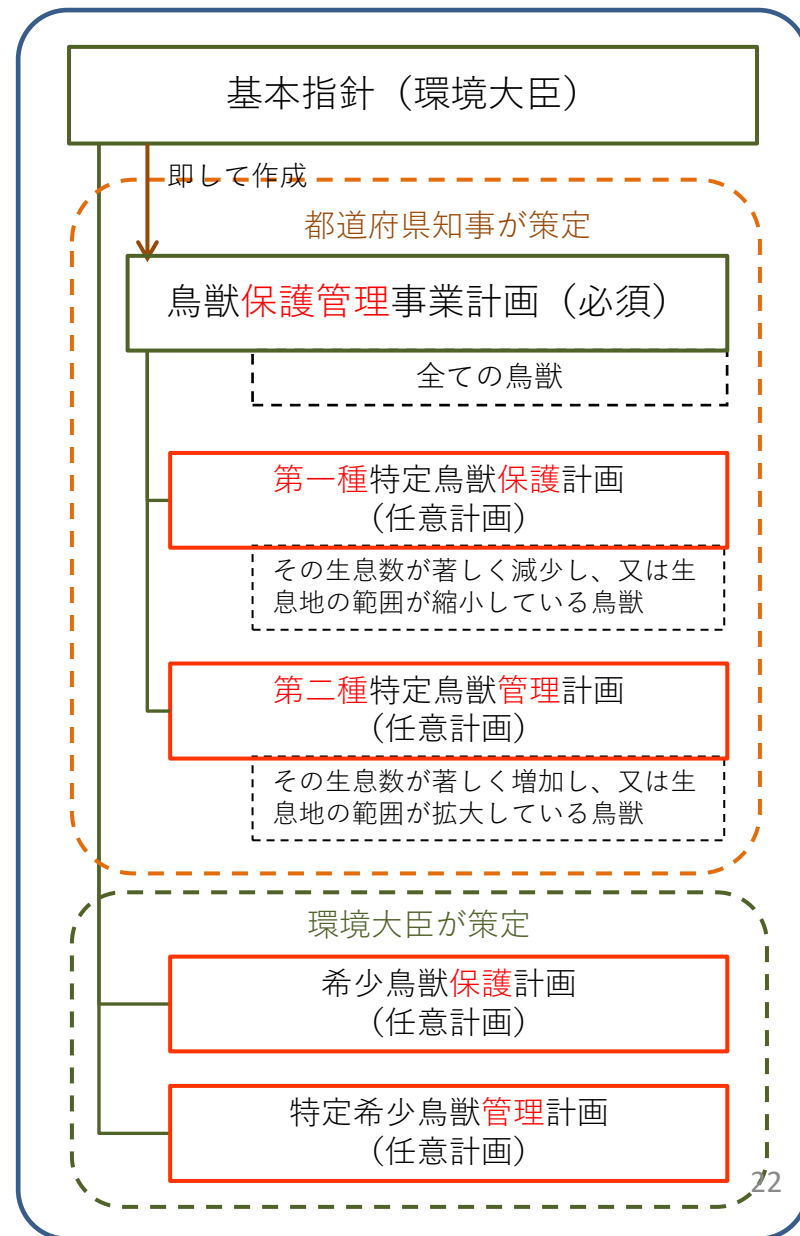


2-4. 施策体系の整理（第3条、第4条、第7条～第7条の4）

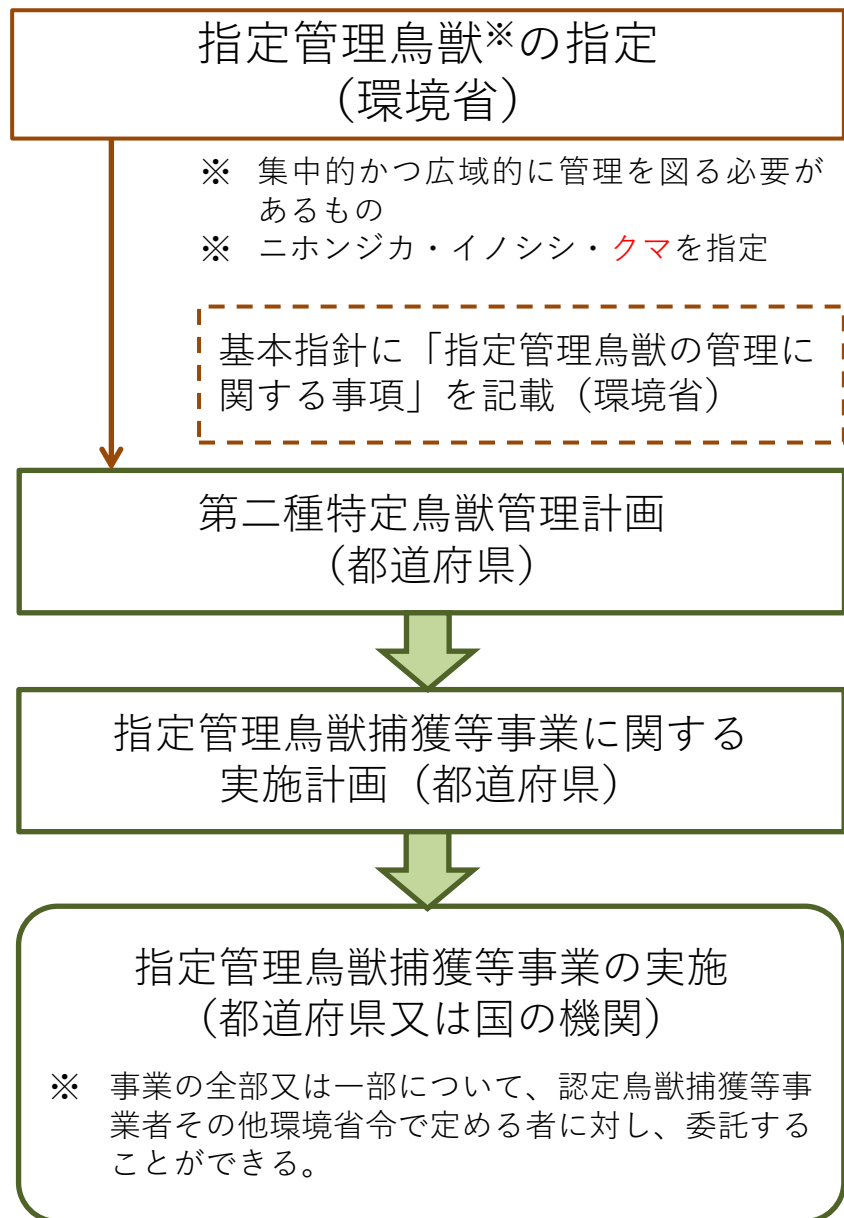
【改正前】



【改正後】



【指定管理鳥獣捕獲等事業の流れ】



指定管理鳥獣捕獲等事業に係る特例

- **捕獲等**の禁止（法第8条）を適用しない。
- **鳥獣の放置**の禁止（法第18条）を適用しない。ただし、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定める場合に該当するときに限る。
- **夜間銃猟**の禁止（法第38条第1項）を適用しない。ただし、委託を受けた認定鳥獣捕獲等事業者が、実施日時、実施区域、実施方法、実施体制等について、都道府県知事の確認を受けて実施するときに限る。

2-6. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣の捕獲等をする事業
を実施する者（法人）

申請

都道府県知事

【認定の基準】

- ① 安全管理を図るための体制が基準に適合
- ② 夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が基準に適合
- ③ 従事者が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する者として基準に適合
- ④ 従事者に対する研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分
- ⑤ その他事業実施のために必要な基準に適合

※ 夜間銃猟をしない場合は②を除く。

※ 基準の詳細は環境省令で規定。

基準に適合

認定（有効期間3年）

認定鳥獣捕獲等事業者

認定の効果

<法令上の効果>

- ❑ 指定管理鳥獣捕獲等事業の夜間銃猟の実施者となる（全ての基準を満たした事業者に限る）
- ❑ 名称使用制限（認定鳥獣捕獲等事業者の一定の質の確保）
- ❑ 従事者の適性試験の免除
- ❑ 捕獲等許可の際の従事者証の発行対象（法人として許可の対象となる）
- ❑ 銃刀法に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、ライフル銃の所持許可の対象となる
- ❑ 鳥獣の管理に係る目的の捕獲に従事した捕獲従事者は狩猟税を免除

<その他の効果>

- ❑ 安全性・効率性の高い捕獲従事者の安定的確保
- ❑ 都道府県等が事業を委託する際の審査の効率化等

2-7. 抜本的な鳥獣捕獲強化対策

○ 生態系や農林水産業等に深刻な被害を及ぼしている野生鳥獣について、**更なる捕獲対策の強化**を図り、

① **シカ**は、**令和10年度までに**、生息頭数の**平成23年度水準からの半減**を目指す。

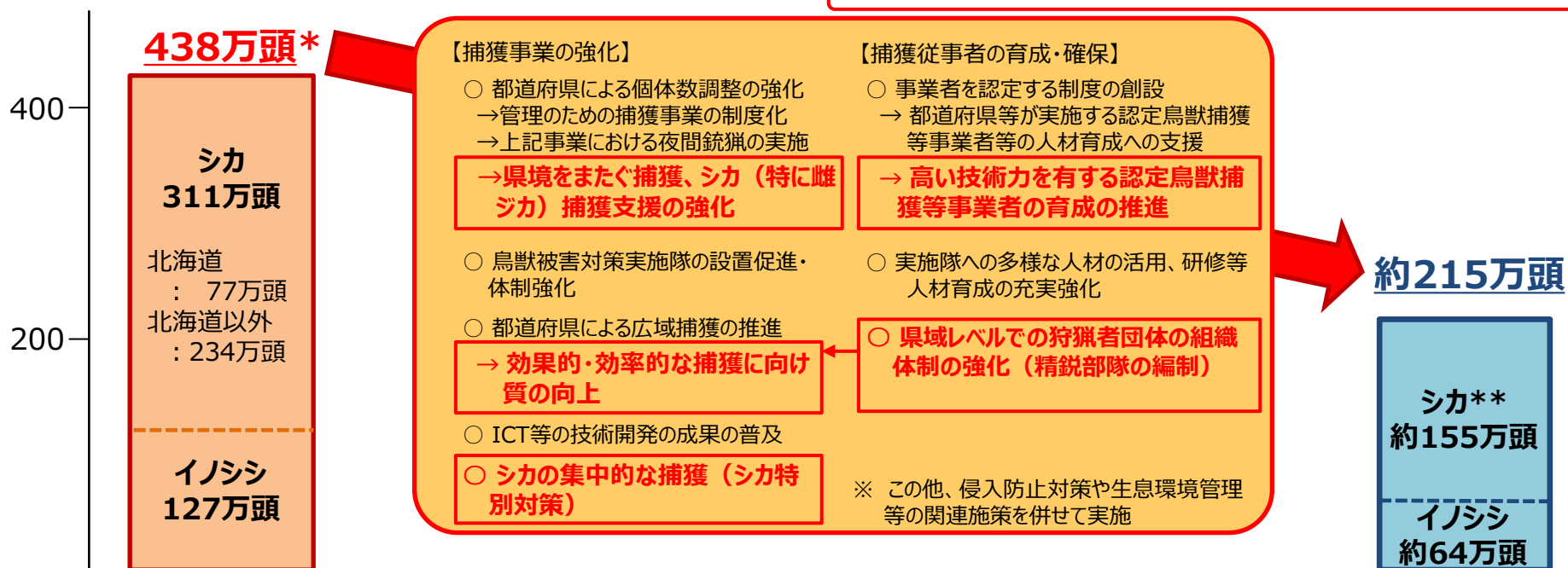
② **イノシシ**は、平成23年度水準の半減を**早期に達成**し、その後も被害軽減に向けて**捕獲圧を維持**する。

【捕獲強化対策 イメージ】

当面の捕獲目標

シカ・イノシシの生息頭数を**令和10年度**までに半減し、**捕獲圧を維持**

シカ・イノシシ
生息頭数（万頭）



主に以下の3つの捕獲活動を連携し、総合的に推進することで、鳥獣管理対策のより一層の強化

指定管理鳥獣捕獲等事業交付金（環境省）による捕獲 鳥獣保護管理法に基づく都道府県が行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）捕獲事業を支援

鳥獣被害防止総合対策交付金（農林水産省）による捕獲 鳥獣被害防止特措法に基づく市町村が中心となった地域ぐるみで行う柵の設置や追払活動、捕獲活動等を支援

狩猟による捕獲
狩猟者による捕獲（※狩猟税の減免措置、鳥獣法の改正による取得年齢の引き下げ等で支援）

鳥獣保護管理政策の現状と行政上の諸対策について

- 0. はじめに（鳥獣による影響及び鳥獣の現況）
- 1. 鳥獣保護管理法制の体系と沿革
- 2. 抜本的な鳥獣捕獲強化対策と平成26年度法改正
- 3. 改正鳥獣法を踏まえた管理の強化
- 4. 最近のトピック & 情報提供

3 - 1. 改正鳥獣法を踏まえた管理の強化

鳥獣の捕獲等の管理の強化

従来の野生鳥獣の管理

- ・ 都道府県において狩猟の規制を一部解除
- ・ 市町村を中心とした、鳥獣の捕獲等の農作物被害対策



深刻な被害を及ぼしている鳥獣について**積極的な管理**に転換

都道府県や国による指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）の捕獲事業の導入

- ・ 都道府県事業による広域的、計画的な個体群管理の実施
（夜間銃猟や個体の放置も計画に位置づけ限定的に解除）
- ・ 国による都道府県への財政的支援の導入
（指定管理鳥獣捕獲等事業交付金制度の創設）

3 - 2. 各計画の策定状況

令和6年6月25日現在

計画の名称		策定都道府県数
鳥獣保護管理事業計画 (※ 都道府県の鳥獣行政の基本的な計画(5年計画))		47都道府県
第二種特定鳥獣管理計画 (※ 生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣について、特に鳥獣の管理を図るための計画(3～5年計画))	ニホンジカ	45都道府県
	イノシシ	45府県
	ニホンザル	28府県
	ツキノワグマ	20道府県
	ニホンカモシカ	8県
	カワウ	7県
	ゴマフアザラシ	1道
指定管理鳥獣捕獲等事業の実施計画(令和5年度) (※ 第二種特定鳥獣管理計画に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するための実施計画(1年計画))	ニホンジカ	39都道府県、1協議会
	イノシシ	24県、1協議会

注:ツキノワグマは、第一種特定鳥獣保護計画を2県で策定済み

3-3. 鳥獣保護管理の捕獲の担い手の確保・育成

狩猟者、捕獲者の育成

- 狩猟の社会的意義や魅力を伝える普及啓発やイベント実施（環境省、都道府県）

※環境省が実施した捕獲の担い手のきっかけをつくる「狩猟フォーラム」

では、令和5年末までに33都道府県で開催し、
のべ約9,500人(1会場平均250人)が参加。

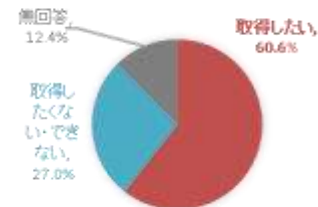
※令和5年度は初めてオンラインで開催。

→フォーラムが狩猟のイメージ向上、免許取得への意欲
向上につながり、狩猟免許受験者の増加にも寄与

フォーラム参加後の狩猟のイメージ



フォーラム参加後の免許取得希望



狩猟者、捕獲者の負担軽減

- 公的な捕獲を担う狩猟者の狩猟税を免除

※平成27年度より狩猟者登録者の6割以上となる有害鳥獣捕
獲従事者へ措置が適用され、経済的負担を軽減

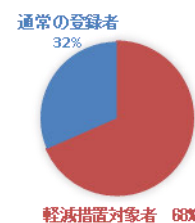
（現在の措置は令和5年4月～令和10年3月末まで。

R6年度以降も延長されている状況）

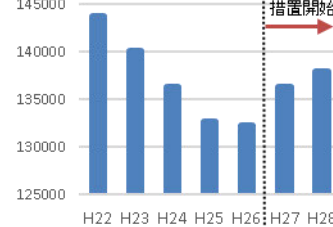
→減少傾向にあった狩猟者登録者数の下げ止め、回復傾向
に寄与

- 都道府県等における狩猟者の負担補助制度

狩猟税の軽減措置状況



狩猟者登録者数



狩猟の拡大、推進

- 都道府県の狩猟による捕獲経費支援を実施（環境省、R3～）
- わな猟・網猟の免許取得年齢を18歳以上に引き下げ（環境省、H27～）

3－4．専門人材の確保・育成

専門的人材の育成

- 特定鳥獣に係る地方公共団体職員の研修
- 認定鳥獣捕獲等事業者講習会
- 鳥獣保護管理に係る人材登録事業（のべ181名）
 - ・鳥獣保護管理プランナー：鳥獣保護管理の計画作りの専門家
 - ・鳥獣保護管理捕獲コーディネーター：被害防除を含む捕獲指導
 - ・鳥獣保護管理調査コーディネーター：調査を行う専門家→民間の資格制度との連携、交付金事業での活用
→登録者の活用促進事業を実施
（登録者を研修等に招へいする際の謝金・旅費を支援）
- 都道府県における専門的職員の配置状況（毎年公表 R5,4時点）
 - ・専門的職員を配置している都道府県数 35 / 47（74%）
 - ・1都道府県当たりの専門的職員の平均配置数 3.6人

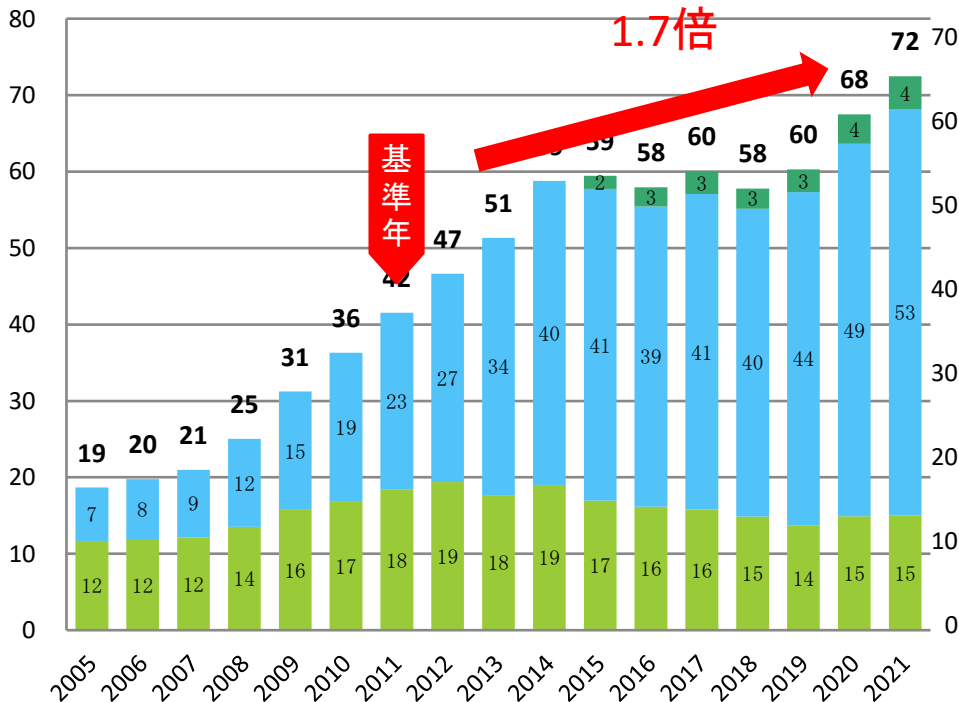
3-5. ニホンジカ・イノシシの捕獲状況

- ニホンジカの捕獲頭数は、近年60万頭前後で推移し、2011年から約1.7倍。2021年は過去最高を記録。
- イノシシの捕獲頭数は、2011年から約1.7倍。これまでの捕獲の取組や豚熱の影響により生息頭数が減少してきていると考えられ、2021年には捕獲頭数が大きく減少。
- 捕獲頭数に占める有害捕獲・個体数調整の割合は15年で約1/3から約3/4に増加

ニホンジカ・イノシシの捕獲数（捕獲種別）

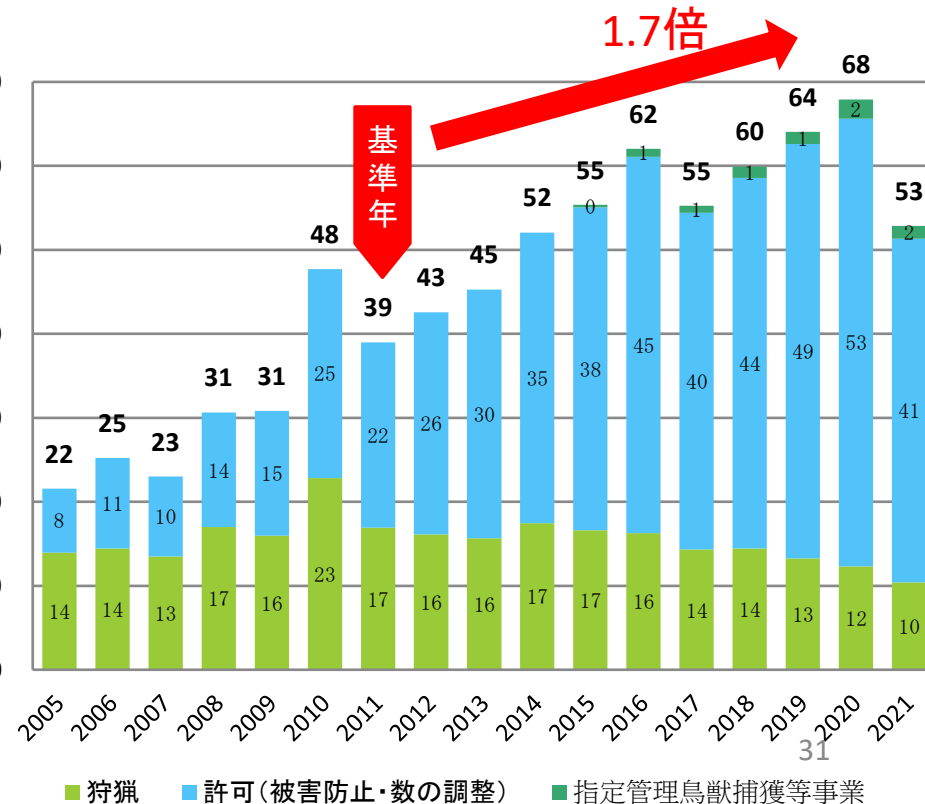
（万頭）

ニホンジカ



（万頭）

イノシシ



■ 狩猟 ■ 許可(被害防止・数の調整) ■ 指定管理鳥獣捕獲等事業

鳥獣保護管理政策の現状と行政上の諸対策について

- 0. はじめに（鳥獣による影響及び鳥獣の現況）
- 1. 鳥獣保護管理法制の体系と沿革
- 2. 抜本的な鳥獣捕獲強化対策と平成26年度法改正
- 3. 改正鳥獣法を踏まえた管理の強化
- 4. 最近のトピック & 情報提供



都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）の捕獲等を支援します。

1. 事業目的

ニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成及び豚熱ウイルスの拡散防止等を目的としたイノシシの捕獲強化に向けて、都道府県等が行うニホンジカ・イノシシの捕獲事業等を交付金により支援する。

2. 事業内容

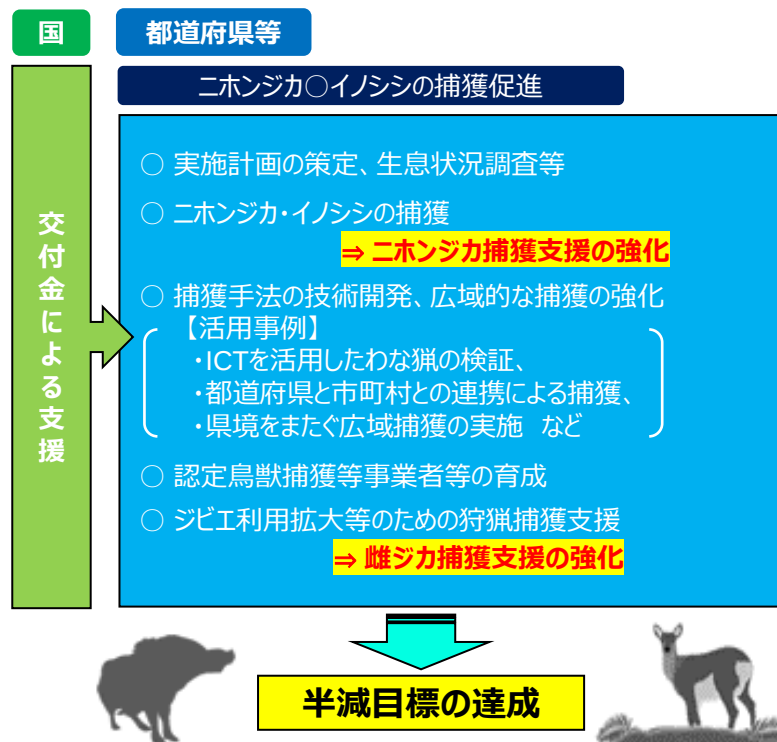
ニホンジカ・イノシシの半減目標（平成23年度比）の達成及び豚熱収束後のイノシシの個体数の増加を防ぐため、都道府県等が行う以下の取組について交付金により支援する（特に半減目標の達成が困難なニホンジカについて更なる捕獲体制強化が必要）。

- ①指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画策定、生息状況調査等
- ②指定管理鳥獣の捕獲等（**ニホンジカ**・イノシシ）
- ③効果的な捕獲の促進（捕獲手法の技術開発・市町村連携による捕獲・広域連携による捕獲）
- ④認定鳥獣捕獲等事業者等の育成（捕獲技術向上のための研修会等）
- ⑤ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成（食肉衛生の講習会等）
- ⑥ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援（**捕獲個体の搬入への支援**・**捕獲強化のための狩猟捕獲経費補助**）

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率 1 / 2、2 / 3、定額）
- 交付対象 都道府県、協議会
- 実施期間 平成26年度～令和10年度（予定）

4. 事業イメージ



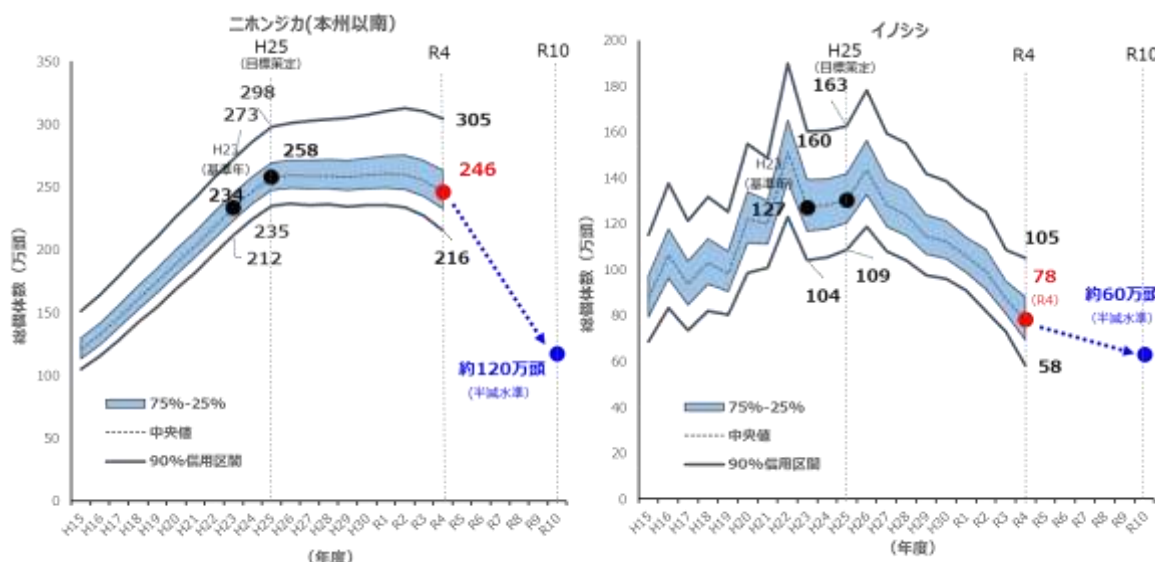
【参考】令和6年度指定管理鳥獣捕獲等事業交付金 交付対象メニュー

交付対象メニュー	内 容	交付対象 事 業 者	交付割合
① 指定管理鳥獣捕獲等事業 実施計画策定等事業	指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画又は広域捕獲計画の策定等及びそれに必要な調査並びに捕獲情報の収集等及び事業評価の実施	都道府県 協議会	都道府県は事業費5,000千円を上限とする定額、協議会は事業費10,000千円を上限とする定額（いずれも定額を超える事業費分は1/2以内）
② 指定管理鳥獣捕獲等事業	- 指定管理鳥獣の捕獲及び捕獲に付随する事項の実施 - 捕獲個体の搬出・処分の実施	都道府県	事業費の1/2以内（ただし、指定管理鳥獣に原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限がある都道府県、またはCSFウイルスに感染したイノシシ等が確認された都道府県が行う野生イノシシの捕獲、ニホンジカの生息密度が20頭/kmを超える高密度地域を捕獲実施区域に含む都道府県が行うニホンジカの捕獲については事業費の2/3以内）
③ 効果的捕獲促進事業	<都道府県の場合> - 効果的な捕獲手法の技術開発等 - 市町村と連携した効果的な捕獲等の取組の実施 - 都府県連携による捕獲、捕獲個体の搬出・処分の実施 <協議会の場合> - 広域捕獲計画に基づく捕獲等の実施 - 捕獲個体の搬出・処分の実施	都道府県 協議会	「効果的捕獲モデル・技術開発タイプ」「市町村連携タイプ」「広域連携タイプ」それぞれ10,000千円を上限とする定額。 - ただし、北海道が「市町村連携タイプ」に取り組む場合、4地域までとし、1地域あたり10,000千円を上限とする定額。 - ただし、協議会が「広域連携タイプ」に取り組む場合、取組を行う都道府県域の数に10,000千円を乗じた額を上限とする定額。 - 都府県において「広域連携タイプ」に取り組む場合、予め、連携を行う都府県が合意の下作成し、連名で作成した「広域捕獲計画（実施要領別記様式第5 別添）」を作成の上、環境省に提出する必要（事業計画の承認申請時に提出できない場合は、作成後速やかに提出）
④ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成	認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に対する捕獲等技術向上のための研修会の開催等	都道府県 協議会	事業費2,000千円を上限とする定額（ただし、定額を超える事業費分は1/2以内）
⑤ ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成	ジビエ利用の拡大を考慮した講習会の開催等の狩猟者の育成に向けた取組の実施	都道府県	事業費2,000千円を上限とする定額（ただし、定額を超える事業費分は1/2以内）
⑥ ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援	- ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲支援 ・狩猟で捕獲したニホンジカ及びイノシシを処理加工施設に搬入する取組、持ち込まれた捕獲個体の食肉処理等を行うにあたり発生した廃棄物処理等 - 捕獲強化のための狩猟捕獲経費支援 ・狩猟で捕獲した個体を都道府県が指定する処分施設等に搬入する取組、持ち込まれた捕獲個体の適正な処分に必要な取組の実施 （※捕獲個体の搬出が難しいなどの理由で、狩猟者が現地において適切に埋設処分した場合も支援対象）	都道府県	- ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲経費支援 ・1頭9千円を上限とする定額（ただし、ニホンジカの雌については1頭当たり10千円を上限とする定額。シカ・イノシシ各2頭目から支払い） ・1処理加工施設当たり2,000千円を上限とする定額 - 捕獲強化のための狩猟捕獲経費支援 ・1頭8千円を上限とする定額（ただし、ニホンジカの雌については1頭当たり9千円を上限とする定額。シカ・イノシシ各1頭目から支払い） ・処分施設等における捕獲個体の処分費等（定額）

ニホンジカ・イノシシの半減目標

- ニホンジカ、イノシシ等による生態系、農林水産業、生活環境への被害が拡大・深刻化。
- 平成25年12月、環境省と農林水産省で「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を策定。**ニホンジカ・イノシシの個体数の令和5年度までの半減**（平成23年度比）を目指し、捕獲対策等を強化。
- その結果、イノシシは順調に減少する一方、ニホンジカは未だ高い水準にあり、令和5年度の目標達成は難しい状況。
- このため、令和5年9月に環境省と農林水産省で、**目標の期限を令和10年度まで延長**することを公表。
- 環境省では、**指定管理鳥獣捕獲等事業**により、都道府県によるニホンジカ・イノシシの捕獲対策等を支援。

ニホンジカ・イノシシの推定個体数



指定管理鳥獣捕獲等事業

- 都道府県が奥山等において実施する指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）の捕獲対策等に対する交付金。
- 令和6年度予算額：合計25億円（令和6年度当初2億円、令和5年度補正23億円）
- 令和5年度は44都道府県が本交付金を活用し、約5万8千頭を捕獲。



シカによる高山帯のお花畑の被害（南アルプス国立公園）

写真：増沢武弘氏

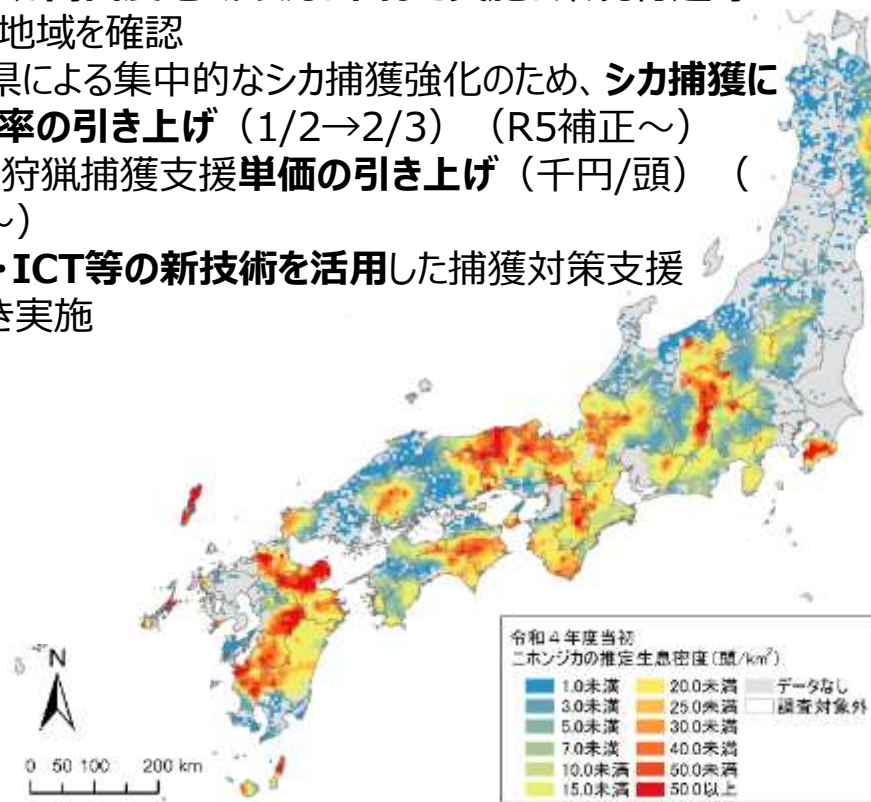
指定管理鳥獣捕獲等事業交付金による捕獲対策の強化

- シカの個体数を効果的・効率的に減少させるため、**高密度地域の洗い出し**を実施※。
- 都道府県による**奥山等の高密度地域における集中的・広域的な捕獲等**に対する支援を拡充。

※本州以南のシカ密度分布図掲載URL https://www.env.go.jp/press/press_02936.html

【シカ高密度地域での集中捕獲】

- 環境省では、令和2年度から本州以南でシカ糞塊調査を実施し、**シカ高密度地域の洗い出し**を実施。県境付近等で高密度地域を確認
- 都道府県による集中的なシカ捕獲強化のため、**シカ捕獲に係る補助率の引き上げ**（1/2→2/3）（R5補正～）
- **雌ジカの狩猟捕獲支援単価の引き上げ**（千円/頭）（R5補正～）
- **ドローン・ICT等の新技術を活用した捕獲対策支援**も引き続き実施



【出典】環境省

【県境をまたぐ広域捕獲の推進】

- 都道府県による県境付近の広域捕獲の支援を拡充し、**県境をまたぐ広域捕獲**を強化（R4～）

	地域	種類	開始年度
1	福島県・茨城県・栃木県	シカ	R1
2	福島県・栃木県	シカ	R4
3	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県	イノシシ	R4
4	兵庫県・鳥取県	シカ	R4
5	神奈川県・静岡県	シカ	R5
6	三重県・滋賀県	シカ	R5
7	徳島県・愛媛県	シカ	R5
8	宮崎県・鹿児島県	シカ	R6

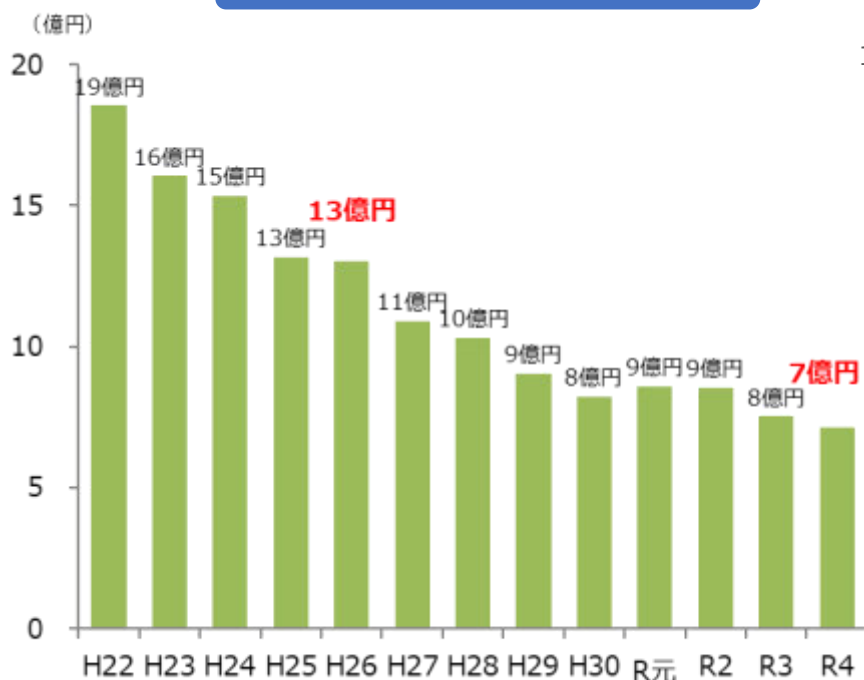
サルによる農作物被害の状況と今後の対策

- サルによる農作物被害の軽減に向け、平成26年4月に、環境省と農林水産省で、**サルの加害群※1の数を令和5年度までに半減**させる目標を設定。
- 比較可能な14府県※2の平成29年度及び令和4年度時点の特定計画等における**サルの加害群の数は微増**したが、追い払いや柵の設置等に加え、**加害性の高い群れ（加害レベル4及び5）の全頭捕獲**や**加害個体の捕獲を進め、農作物被害額は、平成26年度の13億円から令和4年度には7億円と約4割減少**。
- 今後は、**引き続き農作物被害の軽減を図るため、加害性の高い群れ（加害レベル4以上）を優先的に減少**させる。

※1 サルは群れ単位で行動するため、加害レベルに応じた群れ単位での対策が必要

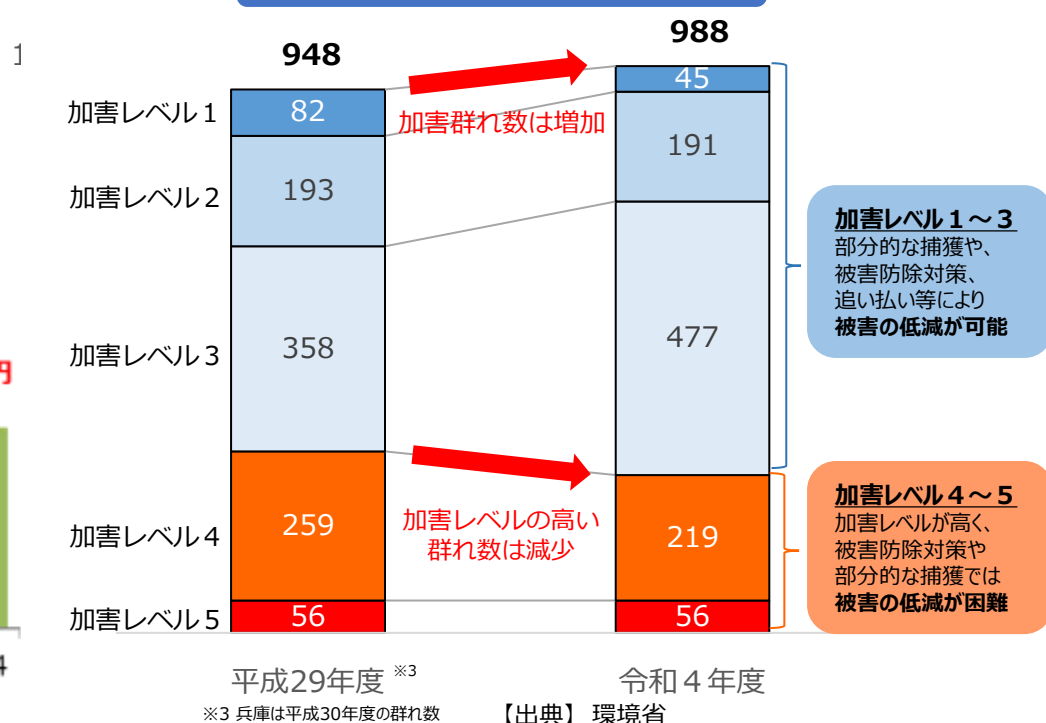
※2 青森、宮城、群馬、石川、福井、山梨、三重、滋賀、京都、兵庫、和歌山、岡山、山口、徳島

サルによる農作物被害額の推移



【出典】農林水産省

サルの加害群れ数



ニホンザルの特定鳥獣保護・管理計画ガイドラインの改定について



- これまでの取組によって被害が軽減した地域も見られるが、ニホンザルの**生息数や分布域は増加・拡大傾向**にあり、依然として被害が発生している地域も見られる。
- このため、**特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編）を改定**※し、都道府県による対策への技術支援を引き続き実施。

※令和6年5月31日に報道発表

【改定案のポイント】

1. 加害レベル4以上の群れの優先的な捕獲方針の明示

- **加害レベル4以上の群れについて、全頭捕獲を含め、優先的に捕獲を進める。**（ただし、管理を進める上で配慮が必要な地域においては配慮事項を踏まえて捕獲手法を検討・選択する。）

2. 捕獲実施の意思決定の簡略化

- 被害軽減を目的とした実効性のある計画的な捕獲を実施するため、4段階のモニタリングステップのうち、まずはステップ2（群れの位置・数・サイズ・加害レベルの把握）まで進めることを推奨。

3. 管理を進める上で配慮が必要な地域（※）（以下「要配慮地域」）の選定

- 被害軽減のために**積極的な個体群管理が可能な地域**（＝連続性が強固な地域）と**保護に配慮が必要な地域**（＝連続性が脆弱な地域）を都道府県が**判断する基準として、要配慮地域を選定。**

（※）要配慮地域…Enari et al.（2022）による解析結果を基に抽出した、個体群間の連続性が脆弱な地域。管理（捕獲）を進める上で、個体群の連続性と規模に配慮が必要な地域。

「クマ類による被害防止に向けた対策方針」のポイント

- 令和6年2月8日の専門家検討会において、科学的知見に基づき、「クマ類による被害防止に向けた対策方針」を取りまとめ。
- 対策の基本的な考え方は、クマ類の地域個体群を維持しつつ、人の生活圏への出没防止により、人とクマ類のすみ分けを図る。
- その実現に向け、「ゾーニング管理※1」、「広域的な管理※2」、「順応的な管理※3」の3つの管理を推進。

※1：人の生活圏とクマ類の生息域の区分 ※2：保護管理ユニットに基づき都道府県をまたぐ広域管理 ※3：事業のモニタリングにより、より適切な管理方法を適用

指定管理鳥獣の指定

- クマ類を指定管理鳥獣※に指定（絶滅のおそれのある四国の個体群を除く）。都道府県等への技術的・財政的支援が必要。
- 捕獲に偏らない対策が必要（調査・モニタリング、出没防止対策、出没時の体制構築、人材育成 など）。

※ 都道府県等が捕獲等により集中的かつ広域的に管理する鳥獣

人の生活圏への出没防止

- 放任果樹等の誘引物の管理、電気柵の設置、追い払い、山林、耕作放棄地、移動ルートの緑地の刈り払い、緩衝帯の整備が必要。

出没時の対応

- 市街地等での銃による捕獲について、鳥獣保護管理法の改正も含めて、対応方針の検討・整理が必要。

人材育成○配置 他

- 都道府県・市町村への専門的な人材の育成・配置、捕獲技術者の育成・確保が必要。
- ICT等を活用した出没情報の提供、モニタリング手法の開発が必要。
- 過度な苦情への対応、四国個体群の保全強化等が必要。

クマ類保護及び管理に関する検討会

（第1回）令和5年12月26日（火）

- クマ類の生息状況、被害状況等について
- ヒアリング（北海道、岩手県、秋田県、群馬県、富山県、兵庫県）

（第2回）令和6年1月9日（火）

- ヒアリング（大日本猟友会、北海道農業協同組合中央会、日本自然保護協会、知床財団、NPO法人ピッキオ）
- 論点の整理

（第3回）令和6年2月8日（木）

- 「クマ類による被害防止に向けた対策方針」の決定

（検討委員）※五十音順

- 大井 徹 石川県立大学生物資源環境学部 特任教授
- 小池 伸介 東京農工大学大学院 教授
- 近藤 麻実 秋田県生活環境部自然保護課 主任
- 佐藤 喜和 酪農学園大学 農食環境学群 教授
- 澤田 誠吾 島根県西部農林水産振興センター 主幹
- 山崎 晃司 東京農業大学地域環境科学部 教授 ※座長
- 横山 真弓 兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授

環境省の主な取組

- 指定管理鳥獣の指定（鳥獣保護管理法省令の改正）
※4月16日に公布・施行
- 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の拡充（クマ類の追加）
- 住居集合地域等での銃猟に係る鳥獣保護管理法改正の検討。

クマ被害対策施策パッケージ（令和6年4月15日公表）

環境省、農林水産省、林野庁、
国土交通省、警察庁

- クマ類の指定管理鳥獣への指定に併せて、関係省庁が連携した総合的な施策パッケージの実施により、国民の安全・安心を確保する。
- クマ類の地域個体群を維持しつつ、人とクマ類のすみ分けを図ることで、クマ類による被害を抑制する。

1. 人の生活圏への出没防止

- 人の生活圏周辺での追い払い、放任果樹（柿など）等の誘引物の管理、緩衝帯の整備、電気柵の設置等の支援（環境省、農林水産省、林野庁）
- クマ類の移動ルートとなる河川の生息環境管理の支援（国土交通省）

2. 出没時の緊急対応

- 都道府県・市町村による出没対応マニュアルの作成、出没対応訓練等の支援（環境省）
- ICT等を活用した出没情報の収集・提供等の支援（環境省）
- 住居集合地域や建物内での銃猟等に係る鳥獣保護管理法改正の検討（環境省）
- 都道府県・市町村等と連携した出没時の安全確保（警察庁）
- クマ類の捕獲に対する過度な苦情等に対応するため、科学的な情報発信の強化（環境省）

3. クマ類の個体群管理の強化

- クマ類の指定管理鳥獣への指定（四国の個体群を除く）（環境省）
- クマ類の個体数、生息分布、被害状況等の調査・モニタリングの支援（環境省）
- 人の生活圏周辺でのクマ類の個体数管理の支援（環境省）
- 農地周辺でのクマ類の捕獲の支援（農林水産省）

4. 人材育成・確保

- 都道府県・市町村の専門的な人材の育成・確保の支援（環境省、農林水産省）
- 捕獲技術者の育成・確保の支援（環境省、農林水産省）

5. クマ類の生息環境の保全・整備

- 鳥獣保護区等の保護区の設置（環境省）
- 針広混交林や広葉樹林への誘導、広葉樹の病虫害被害の防除（林野庁）
- 絶滅のおそれのある四国の個体群の保全（環境省、林野庁）

鳥獣保護管理法第38条に関する検討会

背景及び目的

- 令和5年度はクマ類による人身被害が過去最多を記録するなど、近年、クマ類やイノシシの市街地等への出没が増加。
現行法では迅速な対応が困難な事例も発生。
- このため、令和6年2月に専門家による検討会が取りまとめた「クマ類による被害防止に向けた対策方針」において、鳥獣保護管理法で禁止されている住居集合地域等における銃猟について、「**法の改正も含めて国が早急に対応方針を整理**」することが提言された。
- これらを踏まえ、**鳥獣保護管理法第38条で禁止されている住居集合地域等における銃猟について課題の整理及び対応方針の取りまとめを行う。**

検討委員

伊吾田宏正 酪農学園大学農食環境学群 准教授（座長）
宇野 壮春 合同会社東北野生動物保護管理センター 代表社員
遠藤 聡太 早稲田大学法学学術院 准教授
佐藤 寿男 一般社団法人秋田県猟友会 会長（代表理事）
武田 忠義 北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課
ヒグマ対策室 主幹
横山 真弓 兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授

※五十音順

想定される論点及びポイント

■ 現行法では対応できない状況

- 銃猟ができない住居集合地域等にクマ類やイノシシ（成獣）が出没した場合（特に膠着状態等の場合）
- 建物にクマ類が立てこもった場合
- はこわなにクマ類を捕獲した後の止めさし

■ 論点（案）

- 銃猟に伴う捕獲従事者及び住民等の生命又は身体への危険の管理の方法
- 役割分担と指揮系統
- 万が一事故が起きてしまった場合の責任の所在
- その他

検討スケジュール

（第1回）令和6年5月9日（木）

- ・ヒアリング（秋田県、札幌市）
- ・課題整理

（第2回）令和6年5月23日（木）

- ・対応方針（案）の検討

（第3回）令和6年 夏頃

- ・対応方針取りまとめ

鳥獣プロデータバンクのご案内

○鳥獣プロデータバンク

鳥獣保護管理に関する専門的な知識や経験を有する**専門家を登録**し、地方公共団体等に**紹介**する取組。

○鳥獣プロデータバンク活用促進事業

地方公共団体等の皆様が、専門家の方々を研修や技術指導等の活動へお招きするための**謝金や旅費相当額を支援**。

○鳥獣プロデータバンクの専門家ができること

- 行政機関の計画策定の助言
- 捕獲・被害防止対策の指導
- モニタリング調査等の指導

活動レポート例

地域住民が主体となって取り組んだツキノワグマ対策



中山間地域である富山市庵谷地区において、地域住民とともに自主的に力キの木の伐採を行い、ツキノワグマの出没対策としての力キの木の伐採とその効果を県に報告した。その結果、新たに県の予算化が進み、他地区への取組波及に繋がった。

[赤座 久明 活動レポート PDF 590KB]

情報提供（鳥獣保護管理の専門家の活用支援）

地方公共団体、農業・林業団体など、鳥獣対策でお困りのみなさま

野生鳥獣対策の専門家派遣を支援します！

環境省「鳥獣プロデータバンク活用促進事業」のご案内

環境省では、鳥獣保護管理に関する専門的な知識や経験を有する**専門家**を「鳥獣プロデータバンク」に登録し、地方公共団体等に紹介する取組を実施しています。「鳥獣プロデータバンク活用促進事業」では、地方公共団体等の皆様が、専門家の方々を研修や技術指導等の活動へお招きするための**謝金や旅費相当額を支援します**。

※ 利用方法や留意点は裏面をご参照ください。

鳥獣プロデータバンクの専門家ができること

鳥獣プロデータバンクには、野生鳥獣の保護管理を専門とする大学、民間企業、地方自治体の職員等が役割に応じた3つの区分で登録されており、鳥獣対策の様々な指導・助言を行います。

分野	鳥獣保護管理 プランナー	鳥獣保護管理 捕獲コーディネーター	鳥獣保護管理 調査コーディネーター
主な役割	行政機関の計画策定の 助言	捕獲・被害防止対策の 指導	モニタリング調査等の 実施・指導

裏面において登録されている専門家の活動を一部紹介！

こんな悩みの解決に役立ちます

- ・イノシシの農作物被害防止のためのアドバイスをもらいたいが、誰に相談を頼めばよいかわからない。
- ・行政担当者向けの鳥獣保護管理研修を開きたいが、二ホンジカや管理に詳しい専門家が見つからない。

プロデータ
バンク事務局へ
相談し、
専門家を招請

地域の課題・鳥獣種等に応じた専門家による現地指導・研修を実施



鳥獣保護管理に係る人材登録事業運営事務局（一般財団法人鳥獣保護研究センター内）
〒130-8606 東京都墨田区江東橋3-3-7
TEL 03(6659)6339 MAIL chojujinzai@jwrc.or.jp
https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort1/effort1.html

登録者の活動紹介

地域住民に
向けて

ハンターに
向けて

● 調査コーディネーターのDさん

市民に向けた イノシシ被害対策講演会



有害鳥獣捕獲班員としての活動を通じて感じたことを踏まえ、被害対策の知識向上、被害軽減につながるような講演を行った。

● プランナーのAさん

地域住民が主体となって 取り組んだツキノワグマ対策



出沒対策としてカキの木の伐採を行い効果を県に報告した結果、新たに県の予算化が進み、他地区への取組波及に繋がった。

● 捕獲コーディネーターのUさん

イノシシの分布拡大最前線地域に おける捕獲技術指導



簡易電気殺処分器の作成実習、捕獲技術研修を行い、捕獲の担い手の技術の向上や組織の育成を行った。

● 調査コーディネーターのNさん

目撃・被害情報と偵跡調査を 組み合わせ、効率的な捕獲を実施



住民からのイノシシ通報と詳細な偵跡調査を組み合わせた結果から、わなの種類や捕獲場所を選定し、高い捕獲成功率を実現。

利用方法 利用者（地方公共団体、農業・林業団体等）の利用手順

STEP1 「鳥獣プロデータバンク」で登録されている専門家を検索
又は 事務局に電話・メールで相談

STEP2 『利用申請書』を事務局に提出

STEP3 事務局からの連絡を受け、専門家へ依頼

STEP4 専門家と活動内容（研修、技術指導等）を調整し、活動を実施

STEP5 『活動報告書』を事務局に提出

※ 事務局で活動報告書の提出を確認後、事務局から登録されている専門家へ謝金と旅費相当額を支払います。

※ 謝金は7,000円/時間（上限4時間分）、旅費相当額は上限27,140円を支払います。

※ 令和6年度登録者活用促進事業を活用した支払人数については、のべ20名を上限とします（先着順）。

※ 詳細はWebサイトの手引き及びQ&Aをご確認ください。

手引き・Q&A・申請書は「鳥獣プロデータバンク」webサイトで入手できます。



HPにおいてその他登録されている専門家の『活動レポート』も掲載中！

狩猟事故防止DVD動画「運命を分ける瞬間（タイム・ゼロ）」



- ① 第1章「狩猟中の事故～矢先の安全不確認～(収録時間13分)」 <https://www.youtube.com/watch?v=vHk2OCaJLTE>
30年以上もの狩猟経験を持つベテランハンターが、イノシシ猟の最中に事故を起こし、人ひとりの命を奪ってしまいます。事故に至るまでの詳しいプロセスや、どうしてこのような事故が起こったのかを解説。
- ② 第2章「猟銃の取り扱い(収録時間9分)」 <https://www.youtube.com/watch?v=ekBFTD8ivYg>
経験の浅い若手ハンターが、暴発事故によって一緒に狩猟していた先輩ハンターに重傷を負わせてしまいます。一つひとつの些細な行動が事故に繋がる第一歩になっているという実例。
- ③ 第3章「わなによる事故(収録時間10分)」 <https://www.youtube.com/watch?v=wP0rllR5OA>
念願の田舎暮らしを始めた主人公の息子が、裏山で遊んでいた際、わなにかかってしまいます。鳥獣被害が深刻化する中で必要とされる狩猟者ですが、このような事故やトラブルを防ぐために、狩猟者には何が求められているのかも含め解説。